

県内貨物自動車運送事業者エコタイヤ導入支援事業費補助金申請書

Q & A（令和5年5月10日）

秋田県産業労働部商業貿易課

《1 対象者について》

Q1-1 申請者にはどのような要件がありますか。

- A 次の2つの要件を満たし、現在、事業実態及び事業継続の意思のある方が対象になります。
- ・秋田県内に本社、支社、本店、支店又は営業所を有する貨物自動車運送事業者であること。
 - ・交付申請日現在に県内で登録されている（秋田ナンバー）事業用貨物自動車（貨物軽自動車を除く）であること。

Q1-2 営業用の白ナンバーの車両を所有していますが、申請は可能でしょうか

- A 自社の営業用途に用いられている白ナンバー車は申請対象外となります。本事業は、貨物運送を行う事業用として許可又は届出された、いわゆる「緑ナンバー」の車両が対象です。

Q1-3 現在事業を休止していますが、申請は可能でしょうか。

- A エコタイヤの導入を支援することにより、燃費向上等による経費節減及び温室効果ガスの削減等を図ることを目的としておりますので、事業を行っていない方（車両）は対象となりません。

Q1-4 これから事業を始めますが、申請は可能でしょうか。

- A 対象期間に事業を始め、対象となるエコタイヤを導入した場合は対象になります。

Q1-5 エコタイヤを購入し取り付けましたが、支払い（振込）が2月以降となる予定です。申請は可能でしょうか

- A 申請できません。申請期限（令和6年1月31日）までに支払いを終えている必要があります。

Q1-6 タイヤの導入本数はどのように考えますか。

- A 原則として、すべての車軸に装着するタイヤの導入が必要になります。
- 車両分類（小型・中型・大型）によって、最低限導入するタイヤ本数が異なります。
- 詳しくは、交付要綱をご覧ください。事務局（018-864-6611）へお問い合わせください。

《2 申請手続きについて》

Q2-1 申請書はどこで入手しますか。

- A エコタイヤ導入支援事務局のウェブサイト（県トラック協会HP内）からダウンロードいただ

けます。ご利用いただけない場合は、郵送でお届けしますので、送付先をお知らせください。

Q2-2 申請の窓口はどこになりますか。

A 事務局（県トラック協会）に郵送又は持参にてご提出ください。
（〒011-0904 秋田市寺内蛭根一丁目 1 5 番 2 0 号）

Q2-3 インターネット申請はできますか。

A 申し訳ございませんが、郵送又は持参にて事務局（県トラック協会）にご提出ください。

Q2-4 支払を証する書面の写しとは何ですか。

A 金融機関からの振込による支払いが確認できる書類（振込金受取書やネットバンキングの受付票）を想定しています。

Q2-5 提出部数は何部必要ですか。

A 提出はすべての書類、1 部で結構です。

Q2-6 申請書様式の大きさはありますか

A A 4 サイズでご提出ください。

Q2-7 申請書に押印は必要ですか。

A 押印は不要です。

Q2-8 申請回数に制限はありますか。

A 原則として申請は 1 回です。複数台の申請はまとめてお願いいたします。